

宝塚市地域生活支援事業者（移動支援）の登録について

◎提出書類について

以下のとおりです。

① 宝塚市地域生活支援事業(移動支援) 事業所登録(更新)申請書 (様式第1号)
② 支援事業所の登録に係る記載事項 (付表)
③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)
④ 管理者及びサービス提供責任者の経歴書 (参考様式2)
⑤ 従業者の資格を証する書類 ※資格取得時と姓に変更がある方の書類は、勤務形態一覧表と突合できるようにしておいてください。
⑥ 登記簿謄本 (コピー可。ただし、コピーの場合は原本証明をしてください)
⑦ 定款
⑧ 事業所平面図 (参考様式3)
⑨ 事業所の写真 (内観、外観)
⑩ 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類 (参考様式4)
⑪ 誓約書 (参考様式5)
⑫ 運営規程 ※市ホームページに、運営規定の記載例 (2種類) を参考に添付しています。
⑬ 事業の主たる対象者を特定する理由等 (参考様式6) ※特定する場合のみ
⑭ 役員等名簿 (参考様式7)
⑮ 損害賠償責任保険の加入申込書 (写)
⑯ 法人の資産状況が確認できる書類 ※収支報告書、賃貸借契約書など

※①、②、③、④、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、市ホームページに掲載している所定の Excel シートにて作成してください。

※宝塚市の事業者登録申請においては、「県知事指定をもって、県とは別個の自治体である本市の書類を省略する根拠とはならない。」という理由から、添付書類の省略は行いません。

※新規開設などで、都道府県等へ総合支援法のサービス (居宅介護等) を同時に申請している場合は、都道府県等への申請書の写しを添付してください。(既に決定通知があるなら、通知の写し)

◎登録日について

およそ1か月程度の期間をいただいています。

- ・月末までに提出・・・翌々月1日指定
- ・15日までに提出・・・翌月15日指定